

## 金融商品に関する所得課税のあり方

平成14年5月14日  
東京大学 神田秀樹

### 1. 問題の所在

- 金融商品に関する従来の所得課税は、商品ごと、所得分類ごとに応じて異なる
- 土地税制と株式税制は、政治状況を反映して過去転々と変遷しすぎ
- 金融技術革新等の結果、商品や所得分類の変更がきわめて容易
- 所得の捕捉、税の執行が一般に困難（海外所得を含む）
- 唯一それなりに横断的に対応しているのが、源泉分離所得課税

### 2. 方向感

- 税の作りなおしが必要
- 商品ごと、所得分類ごとに異なる課税をする考え方を変更し、横断的に課税を行う（「金融所得」とでも呼ぶべき整理を行う）
- 原資産の分類に応じた課税を廃止し（信託、デリバティブ、ファンド等）、仕組みの経済実体に応じた課税に作りかえる
- 利子所得の源泉分離所得課税（および「金融類似商品」課税）は、若干の整理をしたうえで維持（ただし「預貯金類似商品」課税と呼ぶべき）
- メインは「リスクを伴う金融商品」についての課税（正確には、預貯金とは異なるようなリスクを伴う金融商品についての所得課税）
- そのような金融商品についての所得課税は、現行では整理がついていない（株式のみ過去転々と変遷）。
- 現行税制の基本の抜本変更までは検討する必要なし

### 3. イメージ

分離課税 (特則)	源泉分離 預貯金利子 同類似商品	源泉又は申告分離	
総合課税 (本則)	(なし)	リスクある金融商品からの所得 (譲渡益<取得価額控除>も原則含む) ○必要経費控除 ○損益通算 (金融所得の範囲に限定)	譲渡損益通算の特例 (損益通算は譲渡損益に限定)

(注) 源泉徴収制度および法定調書制度は拡充する。

## 金融商品に関する所得課税のあり方

東京大学 神田秀樹

\*\*\*\*\*

### <要旨>

- ①金融商品に関する個人への所得課税の現状は、商品ごと、所得分類ごとに異なっており、統一がとれていない。
- ②課税の公平性と中立性という観点から金融商品の所得課税のあり方を見直す必要がある。
- ③金融商品のすべてをカバーする横断的・包括的な所得課税の体系の構築を目指すべきである。

\*\*\*\*\*

### 現状は課税が不統一

金融商品に関する現在の所得課税（本稿では国レベルの課税について述べる）は、複雑怪奇である。複雑なことは、それ自体おかしなことではなく、金融取引が複雑になりつつあることの反映であるともいえ、また、複雑なことはさまざまなタックスプランニングの機会を認めることなので、納税者は別にソンをするわけではないという見方もあるかもしれない。しかしながら、現在の税制は、法人と個人とであまりに違いが大きすぎ、とくに個人を大切にしていないといわざるをえない。このような現状は、国民の金融・資本市場への信頼回復のためにも、是正される必要がある。

現在の税制では、法人については、法人税法により、各種の金融商品からの所得を他の所得と合算し、期間損益を計算することになっているが、これに対して、個人レベルでの所得課税は、所得税法のもとで、商品ごと、所得分類ごとに依りて異なっている。たとえば、預貯金の利子は利子所得（そして源泉分離課税）、株式への配当は配当所得、一時払い養老保険の保険金は一部のものは源泉分離課税、その他は一時所得、為替差益や割引債の償還差益は雑所得（一部は源泉分離課税）、といった具合である。しかも、それぞれの金融商品について複雑な特例がある。とくに、過去の税制改正の歴史を振り返ると、土地と株式についての税制は、その時々々の政治状況を反映して頻りに変遷し、一貫した理屈が見出せないのみならず、異常に複雑であり、また頻りに変化するため、個人投資家にとっては、税が頻りに変わるといふ不確実性が高く、長期投資を阻害しかねない。また、金融商品を開発する側にとっても不確実性が高く、商品開発を阻害しかねない。ひとことでいえば、個人に関する金融商品の所得課税は、混乱しており、個人を大切にしていないといえる。

もちろん、現在の税制がこのような複雑怪奇な状態であることにはそれなりの歴史的な理由がある。個々の複雑な税制は、いずれも過去の歴史的な経緯から説明することが可能である。それは、ひとことでいえば、個々の問題が議論されるたびごとに、減税を主張する側と税収確保を主張する側が「局地戦」を繰り返し、所得税の体系的・整合的な整備という視点が欠落していたからである。

このような金融商品課税についての所得税の対症療法的な歴史と現状は、金融技術革新等の結果、今日ではとてももたない状況になっているといえる。すなわち、IT革命を背景とする金融技術の革新によって、今日ではさまざまな複雑な（ときには複雑すぎるような）金融商品を提供することがいとも簡単に可能である。その結果、金融商品そのものの性格を変更したり、その所得税法上の所得分類を変更したりすることが、きわめて容易に可能である。たとえば、デリバティブを使えば、同じ経済実体の取引を課税が異なるいろいろな取引に組み立てることはいとも簡単である。その結果、課税逃れも生じやすい。また、課税当局からみると、金融分野では、他の分野と比較すると、金融取引は海外取引と

することが簡単であることを含めて「逃げ足」が速いため、所得の捕捉や税の執行が一般に困難であるという問題もある。

このようなバラバラの金融商品の所得課税制度の現状のもとで、唯一それなりに横断的に対応しているのは源泉分離所得課税であるが、これは後述するように「預貯金商品」にはふさわしいと思われるものの、1996年から積み重ねてきた「日本版金融ビッグ・バン」（金融制度改革・金融分野の規制緩和）後の主力商品となるべきミドルリスク商品にはふさわしくないという欠点がある。

## 税の作り直しが必要

以上のような状況を改善するためには、従来の対症療法型の対応をやめて、思い切った税の作り直しをすることが必要である。その際の基本的な視点は、商品ごと、所得分類ごとに異なる所得課税をするという考え方を180度変更し、できるかぎり横断的に課税を行うことである。課税の公平性と中立性を確保するという見地からも、このことは当然のことであるといえる。そのためには、たとえば「金融所得」とでも呼ぶべき整理をすることが望ましい。ただし、注意すべき点がいくつかある。そこで、見直しをする際のポイントと考えられる点を簡単に列挙してみたい。

まず第1に、現行の預貯金の利子所得の源泉分離所得課税は、若干の整理をしたうえで維持することが望ましいと思われるが、現在、ここに一部の一時払い養老保険の保険金や抵当証券からの所得も取り入れて、これらを「金融類似商品」と呼んでいることは、適切とは思われない。現在存在する源泉分離課税は、預貯金と同じ程度のリスクの金融商品だけに限定すべきであって、そこに含めるべきものは「預貯金類似商品」に限定すべきである。これを「金融類似商品」と呼ぶことはミスリーディングであって、やめるべきである。なお、一般に、源泉分離課税が望ましいか、申告分離課税が望ましいか、総合課税が望ましいか、どれを原則とすべきかといった難問があるが、この点については、現在の所得税の体系を大幅に変えなくても、これを維持しながら金融商品に関する横断的な課税体系の構築をすることが可能である。第2に、金融ビッグ・バン後のメイン商品となるべきものは、預貯金ではなく、預貯金よりは高いリスクを伴うが高いリターンも期待できるという、いわば「ミドルリスクを伴う金融商品」である。そこで、見直しにあたって一番重要なことは、預貯金および預貯金類似商品ではなく、そのようなミドルリスク商品についての課税（正確には、預貯金よりは高いリスクを伴う金融商品についての所得課税）を統一的・横断的に取り扱うようにすることである。このことこそが「金融商品課税」整備の中心部分であるべきである。冒頭に述べたように、そのような金融商品についての所得課税は、現行制度ではまったく整理がついておらず、バラバラであるのみならず、株式に関する税制は過去転々と変遷してきており、あまりに異常である。そこで、ミドルリスク商品についての横断的かつ統一的な課税を構想する場合には、ミドルリスク商品への投資がリスクをとる投資である以上、損失が生じた場合には一定の範囲でそれもカウントし、たとえば少なくとも金融所得というカテゴリーの範囲内での損益通算を認めるべきである。なお、譲渡損益について特別のルールを設けるべきか否かは、法人の場合も含めて一般論としては難問であって、詰めた検討をする必要があるが、少なくとも個人の所得課税については、たとえば金融所得の中にサブカテゴリーを設けて譲渡損益の通算は金融商品の譲渡損益の範囲内に限定するということが考えられる。なお、ここでもまた、総合課税を原則とすべきかという基本問題があるが、総合課税を原則としつつ、申告分離をも認めることとして、両者を併存させることとするのが、現行制度からの乖離が少なく、比較的作りやすい体系であるように思われる。第3に、信託、デリバティブ、ファンド等に関する所得課税については、原資産の分類に応じたバラバラの課税を廃止し、仕組みの経済実体に応じた課税に作りかえるという機能的なアプローチをとることが適切である。なお、第4に、現行の所得税法の所得分類のしかたまで変更する必要はなく、金融がそこまで所得税の基本体系

に迷惑をかける必要はない。前述した金融所得といった概念も、たとえば雑所得の中のサブ概念として位置づければ足りるように思われる。具体的には、たとえば、預貯金等の利子は利子所得、株式からの配当は配当所得という現行の体制はそのまま維持しながら、それ以外のすべての金融商品について金融所得というくくりを設けるということでも、十分な改善が期待される（ただし、譲渡損益については、社債や株式の場合も含めて金融所得のほうに整理することが望ましいように思われる）。最後に、第5に、税の適正な執行を確保する見地からは、源泉徴収制度および法定調書制度は拡充する方向で検討することが望ましい。

### 所得課税の見直しの意味

以上に述べたような方向感とは、粗い素案にすぎず、その方向で実際に所得税法の仕組みの組み換えを実現するためには、いろいろと詰めなければならない点も多い。しかし、従来のように、対症療法的な対応を繰り返し、横断的かつ統一的な所得課税制度の構築へ向けた検討を怠っているという状況を今後も続けるようだと、これまで数年にわたって努力し実行してきた「金融ビッグ・バン」という大改革の後の日本の金融・資本市場の発展と統合的な税制がいつまでたっても実現せず、いつまでたっても毎年毎年、減税を主張する側と税収確保を主張する側が「局地戦」を続けるという混乱した状態が続くだけであって、個人投資家に混乱を与え、個人投資家に対する金融・資本市場の信頼を失わせることになりかねないだけでなく、世界に対しても今後新しい日本の金融・資本市場の魅力を示すことができない。税収確保を主張する側にとっても益することはない。そのツケは結局のところ国民が負担することになる。